

電気供給サービス規約

1 適用

当社が次の供給エリア（一般送配電事業者が定める離島約款の適用地域を除きます。）のお客さまに電気を供給する場合の条件は、このサービス規約によります。

供給エリア	地域
北海道エリア	北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域
東北エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域
東京エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域
中部エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域
北陸エリア	北陸電力送配電株式会社の供給区域
関西エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域
中国エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域
四国エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域
九州エリア	九州電力送配電株式会社の供給区域

2 定義

次の言葉は、このサービス規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

契約主開閉器	契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するもの
契約電流	契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値
契約容量	契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいい、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値
契約電力	契約上使用できる最大電力（キロワット）をいい、需要場所における負荷設備の内容等を基準として定めた値
夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
その他季	毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間
消費税等相当額	消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課され

	る地方消費税に相当する金額
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）に定める賦課金

3 供給の開始

当社は、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

4 契約種別

(1) 各供給エリアの契約種別は、次のとおりといたします。

北海道エリア、東北エリア、 東京エリア、中部エリア、北陸エリア、 九州エリア	P i n TでんきB、P i n TでんきC、 P i n Tでんき動力
関西エリア、中国エリア、四国エリア	P i n TでんきA、P i n TでんきB、 P i n Tでんき動力

(2) 契約種別は、需要場所ごとに選定いただきます。

なお、需要場所は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定めるところによるものといたします。

5 適用範囲

契約種別の適用範囲は、次のとおりといたします。

契約種別	適用範囲
P i n TでんきB	<北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリア > 託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象であり、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかである需要場所に適用いたします。

	＜関西エリア，中国エリア，四国エリア＞ 託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象であり，契約容量が6キロボルトアンペア以上である需要場所に適用いたします。
P i n TでんきC	託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象であり，契約容量が6キロボルトアンペア以上である需要場所に適用いたします。
P i n TでんきA	託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象であり，使用する最大容量が6キロボルトアンペア未満である需要場所に適用いたします。
P i n Tでんき動力	託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象である需要場所に適用いたします。

6 料金

- (1) 料金は，基本料金および電力量料金の合計または最低月額料金のいずれか大きい額といたします。ただし，電力量料金は，燃料費調整額を差し引き，または，加えたものといたします。

イ P i n TでんきB

供給エリア	基本料金	電力量料金	最低月額 料金
北海道エリア	306.90 円	46.78 円	250.80 円
東北エリア	346.50 円	41.09 円	382.77 円
東京エリア	257.40 円	41.13 円	235.84 円
中部エリア	257.40 円	27.43 円	258.24 円
北陸エリア	217.80 円	38.91 円	242.00 円
九州エリア	267.30 円	25.59 円	314.79 円
関西エリア	323.96 円	27.49 円	-
中国エリア	472.06 円	44.84 円	-
四国エリア	506.05 円	41.25 円	-

ロ P i n TでんきC

供給エリア	基本料金	電力量料金
北海道エリア	306.90 円	46.78 円
東北エリア	346.50 円	41.09 円
東京エリア	257.40 円	41.13 円
中部エリア	257.40 円	27.43 円
北陸エリア	217.80 円	38.91 円
九州エリア	267.30 円	25.59 円

ハ P i n TでんきA

供給エリア	基本料金	電力量料金
関西エリア	323.96 円	27.49 円
中国エリア	472.06 円	44.84 円
四国エリア	506.05 円	41.25 円

ニ P i n Tでんき動力

供給エリア	基本料金	電力量料金	
		夏季料金	その他季料金
北海道エリア	1,287.00 円	32.61 円	32.61 円
東北エリア	1,323.30 円	30.50 円	29.05 円
東京エリア	1,122.00 円	32.23 円	30.67 円
中部エリア	1,144.00 円	17.62 円	16.07 円
北陸エリア	1,166.00 円	27.42 円	27.42 円
関西エリア	1,078.00 円	14.90 円	13.42 円
中国エリア	1,110.45 円	29.70 円	27.16 円
四国エリア	1,116.50 円	28.10 円	26.66 円
九州エリア	1,012.00 円	18.43 円	16.74 円

(2) 基本料金は、次のとおり適用いたします。

契約種別	供給エリア	適用単位
P i n TでんきB	北海道エリア 東北エリア 東京エリア 中部エリア 北陸エリア 九州エリア	1月につき契約電流 10 アンペアにつき適用
	関西エリア 中国エリア 四国エリア	1月につき1 需要場所につき適用
P i n TでんきC	北海道エリア 東北エリア 東京エリア 中部エリア 北陸エリア 九州エリア	1月につき契約容量 1 キロボルトアンペアにつき適用
P i n TでんきA	関西エリア 中国エリア 四国エリア	1月につき1 需要場所につき適用
P i n Tでんき動力	北海道エリア 東北エリア 東京エリア 中部エリア 北陸エリア 九州エリア 関西エリア 中国エリア 四国エリア	1月につき契約電力 1 キロワットにつき適用

ただし、P i n TでんきB（関西エリア、中国エリア、四国エリアを除きます）、P i n TでんきC
およびP i n Tでんき動力については、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(3) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

イ P i n TでんきB、P i n TでんきC、P i n TでんきAについては、基本料金上限電力量をこ
える1キロワット時につき適用いたします。

契約種別	供給エリア	基本料金 上限電力量
P i n TでんきB	北海道エリア 東北エリア 東京エリア 中部エリア 北陸エリア 九州エリア	0キロワット時
	関西エリア 中国エリア	15キロワット時
	四国エリア	11キロワット時
P i n TでんきC	北海道エリア 東北エリア 東京エリア 中部エリア 北陸エリア 九州エリア	0キロワット時
P i n TでんきA	関西エリア 中国エリア	15キロワット時
	四国エリア	11キロワット時

ロ P i n Tでんき動力については、夏季料金は、夏季に使用された電力量の1キロワット時につき適
用し、その他季料金は、その他季に使用された電力量の1キロワット時につき適用いたします。

(4) 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に次の燃料費調整単価（離島ユニバーサルサービス調整単
価を含みます。）を適用して算定いたします。

契約種別	供給エリア	燃料費調整単価
P i n TでんきB	北海道エリア	北海道電力株式会社の電気標準約款〔低圧〕
	東北エリア	東北電力株式会社の低圧電気標準約款
	東京エリア	東京電力エナジーパートナー株式会社の電気需給約款〔低圧〕
	中部エリア	中部電力ミライズ株式会社の個別要綱（ポイントプラン）
	北陸エリア	北陸電力株式会社の低圧特別約款（基本契約要綱）
	九州エリア	九州電力株式会社の電気供給条件〔低圧〕
	関西エリア	関西電力株式会社の電気供給条件（低圧）
	中国エリア	中国電力株式会社の電気サービス約款
	四国エリア	四国電力株式会社の電気需給条件〔低圧〕
P i n TでんきC	北海道エリア	北海道電力株式会社の電気標準約款〔低圧〕
	東北エリア	東北電力株式会社の低圧電気標準約款
	東京エリア	東京電力エナジーパートナー株式会社の電気需給約款〔低圧〕
	中部エリア	中部電力ミライズ株式会社の個別要綱（ポイントプラン）
	北陸エリア	北陸電力株式会社の低圧特別約款（基本契約要綱）
	九州エリア	九州電力株式会社の電気供給条件〔低圧〕
P i n TでんきA	関西エリア	関西電力株式会社の電気供給条件（低圧）
	中国エリア	中国電力株式会社の電気サービス約款
	四国エリア	四国電力株式会社の電気需給条件〔低圧〕
P i n Tでんき動力	北海道エリア	北海道電力株式会社の電気標準約款〔低圧〕
	東北エリア	東北電力株式会社の低圧電気標準約款
	東京エリア	東京電力エナジーパートナー株式会社の電気需給約款〔低圧〕
	中部エリア	中部電力ミライズ株式会社の個別要綱（ポイントプラン）
	北陸エリア	北陸電力株式会社の低圧特別約款（基本契約要綱）
	関西エリア	関西電力株式会社の電気供給条件（低圧）
	中国エリア	中国電力株式会社の電気サービス約款

	四国エリア	四国電力株式会社の電気需給条件〔低圧〕
	九州エリア	九州電力株式会社の電気供給条件〔低圧〕

7 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（再生可能エネルギー特別措置法に定める納付金単価に相当する金額といたします。）を適用して算定いたします。

8 算定期間

料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または終了した場合の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日の前日までの期間といたします。

9 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量は、一般送配電事業者が設置する計量器によって計量いたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、当社が適当と判断する方法により定めます。
- (3) 当社は、各月の使用電力量を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受けます。

10 料金等の算定

料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次の場合を除き、算定期間を「1月」として算定いたします。

- (1) 電気の供給を開始し、または終了した場合
- (2) 契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

11 日割計算

当社は、10（料金等の算定）(1)または(2)の場合は、次により料金等を算定いたします。

- (1) 基本料金または最低月額料金は、日割計算対象日数が30日を上回る場合を除き、次の算式により日割計算をいたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} / 30$$

- (2) 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、電力量料金の算定における基本料金上限電力量、第1段階料金上限電力量および第2段階料金上限電力量については、日割計算対象日数が30日を上回る場合を除き、次の算式により日割計算をいたします。

$$\text{該当電力量} \times \text{日割計算対象日数} / 30$$

12 適正契約の保持

当社は、契約容量等が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに変更していただきます。

13 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他このサービス規約によって必要な業務

14 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、原則として、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、このサービス規約に定められた条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用

方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

15 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 利用契約を解約した場合または当社が電気の供給を終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

16 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

17 供給の終了

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその日を当社に通知していただきます。
- (2) 当社は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された日に電気の供給を終了いたします。
 - イ 一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に電気の供給を終了いたします。
 - ロ 当社に代えて他の小売電気事業者から引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に電気の供給を終了いたします。
 - ハ 利用契約が消滅した場合、託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき、お客さまが電気を使用されていないことが明らかになった場合等の事情が認められれば、当社が定める日に電気の供給を終了いたします。

18 供給方法および工事

一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給

の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

19 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けるとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

実施日：2023年3月検針日